



青 森 県 報

号外第九十七号

平成十四年十月二日(水曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……
青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) ……

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第六十九号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第六中「青森県鰺ヶ沢漁港管理会」を「青森県鰺ヶ沢漁港管理会」に改め、同
青森県三沢漁港管理会

表青森県開発審査会の項中「七人」を「五人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第六青森県開発審査会の項の改正規定は、平成十四年十二月十四日から施行する。

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月二日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 条例附則第九条の二の二第一項に規定する規則で定める一般乗合用バスは、次に掲げる一般乗合用バスとする。

一 知事が一定期間地域住民の生活上必要であり、かつ、他の行政目的等により運行されているバスから路線バスに一元化を図るもの、路線の再編成により運行の効率化を図るものその他の先駆的な取組であると認めて指定したバス路線の運行の用に供する一般乗合用バス

二 地域住民の生活に必要なバス路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつたため廃止されたものに代わるものうち知事が指定した路線の運行の用に供する一般乗合用バス

4 条例附則第九条の二の二第一項に規定する規則で定める一般貸切用バスは、知事が一定期間地域住民の生活上必要であり、かつ、他の行政目的等により運行されているバスから路線バスに一元化を図るもの、路線の再編成により運行の効率化を図るものその他の先駆的な取組であると認めて指定したバス路線の運行の用に供する一般貸切用バスとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

| | |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| 発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県 | 印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社 |
|----------------------------------|--------------------------------------|

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭